

平成29年1月から

# 市民税・県民税の申告に

申告者本人の

扶養する家族の

## マイナンバーの 記載が必要です

### 本人が申告する場合

申告の際には、次の本人確認書類をお持ちください

- 1 マイナンバーが分かるもの
- 2 本人であることが分かるもの



《 必要書類を確認してください 》

顔写真付きカード

マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている

はい

いいえ

マイナンバーカード1枚で

**1**と**2**の確認ができます

お問い合わせ

市民税課: ☎25-3193~3197

**1**

- ・通知カード(紙製のカード)
- ・個人番号の記載のある住民票の写し

**2**

- ・運転免許証・健康保険証
- ・身体障害者手帳・パスポート
- ・在留カード・年金手帳
- ・写真付き身分証明書
- ・呉市が名前・住所を印字して送付した  
申告書 など

**1**と**2**から1つずつ必要です

代理の方が申告する場合は  
裏面へ

マイナンバーについて、詳しくお知りになりたい方は  
総務省のホームページをご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/index.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html)

# 代理の方が申告する場合



申告の際には、次の書類をお持ちください

- 1 本人のマイナンバーが分かるもの
- 2 代理権が分かるもの
- 3 代理人本人であることが分かるもの

1

- ・マイナンバーカード(コピーの場合は両面)
- ・通知カード(紙製のカード)
- ・個人番号の記載のある住民票の写し

上記のうち、1つ(コピー可)

2

- ・戸籍謄本
- ・その他その資格を証明する書類  
(法定代理人の場合)
- ・委任状(任意代理人の場合)
- ・本人しか持ちえない書類  
(本人のマイナンバーカード、  
本人の健康保険証 など)

上記のうち、1つ

3

- ・マイナンバーカード・運転免許証
- ・身体障害者手帳・パスポート
- ・写真付き身分証明書 など

上記のうち、1つ

- ・健康保険証・年金手帳
- ・児童扶養手当証書・住民票の写し
- ・写真なし身分証明書・源泉徴収票
- ・税、社会保険料、公共料金の領収書
- ・印鑑登録証明書 など

上記のうち、2つ以上

確認書類について詳しくは呉市ホームページをご覧くださいか、  
市民税課(☎25-3193)にお問い合わせください。

Q: 私はマイナンバーカードを持っていません。どうしたらいいですか。

A: 通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票と本人確認できる書類をお持ちください。



Q: 申告書を郵送により提出する場合、本人確認書類の写しを添付する必要がありますか。

A: 必要です。  
郵送で提出される場合は、本人確認書類(マイナンバーが分かるものと本人であることが分かるもの)のコピーを同封してください。

